

教区	対応	期間など	その他
北海道	礼拝（公祷）の休止なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>無理に主日礼拝への参加をお勧めしない（5月末まで延長）</li> <li>教役者はそれぞれの教会で時間通り礼拝を守る（時短可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理・健康管理の徹底などを指示</li> <li>主日礼拝以外の行事、集会は行わない</li> <li>教役者会(5/14-16)、教区礼拝(5/16)は中止。司祭按手式(5/16)は延期</li> <li>教役者は自宅で主日礼拝をささげる信徒への牧会配慮を行う</li> </ul>
東北	一堂に会しての礼拝の休止	<ul style="list-style-type: none"> <li>主日礼拝等については、5/30（土）まで公開で（信徒も一堂に会して）行うことは休止</li> <li>教役者はそれぞれの教会で時間通り主日礼拝を守る。</li> <li>葬儀は十分な感染予防対策の上で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理・健康管理の徹底などを指示</li> <li>教区事務所時差出勤、勤務短縮</li> <li>予定されている会議は、延期やメール・テレビ会議等の検討を要請</li> <li>教区事務所時間短縮（5/30までの平日、10:00-16:00、2名ずつ交代で出勤と在宅勤務。メールは各自、自宅で送受信可</li> </ul>
北関東	礼拝（公祷）の一部休止	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉伝道区内各教会は、当面の礼拝（公祷）や集会を休止</li> <li>茨城、栃木、群馬各伝道区内各教会は、4/5より礼拝を再開ただし地域社会や教会共同体の状況を考慮・協議し対策。協議の結果、礼拝（公祷）・集会休止と判断した場合は、教区主教に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理・健康管理の徹底などを指示</li> <li>集会は原則休止を継続。ことに愛餐会・茶話会など飲食を伴う集会、演奏会・コンサートなど多数の人が密接な状況になる集会などは行わない</li> <li>各種委員会や部会など教区・教会の運営に必要な集会については、十分な感染防止対策を講じた上で可</li> <li>葬儀・結婚式等は、十分な感染対策を講じた上で執り行う</li> </ul>
東京	礼拝（公祷）の休止	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月以降も主日礼拝を全教会休止を継続</li> <li>葬儀は十分な感染予防対策の上で実施</li> <li>教役者逝去者記念聖餐式は4/15～当面、教区主教と主教座聖堂主任司祭等での非公開の礼拝とする。遺族・関係者へ教区事務所より案内するが、それぞれの場で祈りをともにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生管理・健康管理の徹底などを指示</li> <li>主教座聖堂HPでの礼拝映像、祈りの式文公開</li> <li>委員会・研修会・会合の自粛要請</li> <li>礼拝堂への訪問者のために礼拝堂の扉を開放しておくことは可</li> <li>関係者に感染が確認された場合は、教区事務所総主事に報告し、活動自粛</li> <li>教区事務所時間短縮（当面の間、水曜日のみ主事とデスクが必要に応じ出勤。10:30-12:30、13:30-15:00）。在宅勤務で主にメール連絡での業務にあたる。電話での連絡が必要な場合は水曜日の業務時間帯に。FAX、郵便は随時可。緊急の場合は下条総主事（聖アンデレ教会）まで</li> </ul>
横浜	礼拝（公祷）の休止	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜教区の全県（神奈川、千葉、静岡、山梨の各県）および東京都を合わせた1都4県のすべての地域で緊急事態宣言が解除されるまでの間、一堂に会しての礼拝は引き続き休止とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「5月7日（木）以降の礼拝について」（5月1日）を発信</li> <li>緊急を要する会合や葬儀は、感染防止対策を徹底し少人数で行う。飲食は自粛</li> <li>主教座聖堂で主日11時に主教司による聖餐式を非公開で献げる。（公開礼拝休止期間に限り、この礼拝の録画をネット配信する）</li> <li>教役者は派遣先教会において、主日を含む定時の礼拝を非公開で献げる</li> <li>教務所開所時間（5月末まで、月～金 11:00～15:00 総務主事または職員1名が出勤）</li> </ul>
中部	礼拝（公祷）の休止	<ul style="list-style-type: none"> <li>5/31までの主日及び週日の礼拝は、教役者・信徒が一堂に会して行うことを休止</li> <li>東京教区のオンラインによる礼拝も推奨</li> <li>5/10～主教座聖堂の主日礼拝（10:30～）をライブ配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5/31まで教会委員会を含む集会、行事等は原則中止か延期</li> <li>開催が必要な場合はWeb会議やメール会議等での実施を検討。どうしても少人数での開催が必要なときは、3密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、マスク着用、手指消毒の徹底を心掛けるなど十分注意を払う</li> <li>諸献金は主日礼拝の再開時に献げる</li> <li>葬儀については、十分な感染予防対策を講じた上で執り行う</li> <li>教区の礼拝、会議、行事等についても、同様の対応を行う</li> <li>教区センター時間短縮（5月末まで10:00～16:00、月～金曜日に総務主事または職員1名が出勤）</li> </ul>

京都	一部礼拝（公祷）の休止あり	・各教会で判断。主日礼拝休止の教会あり	・衛生管理・健康管理の徹底などを指示 ・各教会の状況を定期的に把握し共有 ・中止・延期の行事や諸会合多数あり ・教務所業務時間短縮（10時～16時）
大阪	礼拝（公祷）の休止	・5/31までの主日礼拝をはじめ公の礼拝を中止 ・5/20（水）11：00～司祭按手の更新・聖油聖別の祈りを主教座聖堂にて、3密に注意し教役者のみで執行	・委員会などは延期、メール等での開催とする ・不要不急の外出は控え、やむを得ず集まる際は、3密に注意 ・教区事務所時間短縮（5月末まで）（10：30-13：00、14：00-15：30、2名が交代で勤務） ・教区事務所業務時間外の緊急連絡は、総務局長内田司祭〔西宮聖ペテロ教会〕まで
神戸	公開の礼拝 自粛	・教区内全教会・伝道所は地域ごとに緊急事態宣言の有無と近隣の中学校の再開状況により決める。宣言と学校の状況が相反する場合教区主教と相談して決める ・緊急事態宣言の一部解除を受け各教会の状況を確認中、来週には新しい主教教書を発信予定。	・再開する場合は3/31付けガイドラインに従う ・自粛している教会の牧師は、信徒・求道者への牧会的配慮を心掛ける ・教区で聖書日課や「自宅での祈り」をHPに掲載し各教会信徒が利用可 ・HPから視聴できる教役者のイースターメッセージ配信開始 ・自粛教会の礼拝は教役者と家族のみ。信徒は自宅で礼拝 ・教区事務所時間短縮（5月末まで10:00～15:00）
九州	一部礼拝（公祷）の休止あり	・各教会で判断 ・無理に主日礼拝に来ることをお勧めしない（体調の悪い方・公共の交通機関で教会に来られる方など）	・衛生管理・健康管理の徹底などを指示（自らを守るため、また他に感染を広げないため） ・半数以上の教会は、5月中の公開の主日礼拝及び集会を休止 ・休止している教会の教役者は、信徒・求道者への牧会的配慮を心掛ける ・教区事務所は、5月末まで交代による一人勤務体制
沖縄	礼拝（公祷）の休止	・5月21日(昇天日)から礼拝を再開 ・三原聖ペテロ聖パウロ教会は5月末まで礼拝を休止	・衛生管理・健康管理の徹底などを指示 ・4/25に予定していた司祭按手式は延期 ・教区事務所勤務時間短縮・時差出勤 ※業務時間は通常通り9:00～17:00 5月20日まで

全体として

・教会が運営する幼稚園・保育園の休園、集会やイベントの中止や延期、関係学校、関係施設では行事の取りやめや規模の縮小などの対応を行なっている。

管区事務所

・5月末まで就業時間の短縮（月水金は10:30-16:30必要に応じて出勤、火木は在宅勤務）。担当者のメールは送受信可。緊急の場合は管区事務所総主事の矢萩まで。